

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱（令和8年4月1日付け7農産第5031号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）に基づき、市町村、農業協同組合、被災12市町村の農業者、農業者の組織する団体等（間接補助事業者を含む。）（以下「補助事業者等」という。）が行う福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業による対策事業に要する経費について、予算の範囲内において福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）その他法令の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び交付額)

第2条 補助金は、補助事業者等が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該補助事業者等に対して交付するものとする。

ただし、各農林事務所（以下「農林事務所」という。）の管轄する区域の補助事業者等（市町村を除く。）が別表の1に掲げる福島県営農再開支援事業を行う場合に、市町村長が補助事業者等に対して補助するときの当該補助に要する経費については、市町村長に対して交付するものとする。

2 補助金の額は、補助事業ごとに別表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

なお、補助額の国費及び県費は、別表の2、3に掲げる事業を行う場合に、計算した結果に千円未満の金額があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 別表に掲げる下記の経費は、相互に流用してはならない。

- (1) 「事業費」と「市町村附帯事務費」の間
- (2) 別表の3に掲げる「ア 推進事業」と「イ 整備事業」の間
- (3) 補助金内の「国費」と「県費」の間

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額

として控除できる部分の金額と当該補助金に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金交付の条件）

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の経費の欄に掲げる各取組に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第 6 条第 1 項第 5 号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 国から付された補助金交付の条件を遵守するために必要な事項。
- (2) 補助事業者等が規則第 18 条の規定を遵守するために必要な事項。
- (3) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

3 補助事業者等は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るものとする。

（変更等の承認申請）

第 5 条 補助事業者等は、規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金変更等承認申請書（第 2 号様式）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第 6 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日までとする。

（入札結果報告・着工届）

第 7 条 補助事業者等は、施設設置又は機械購入等にかかる契約をしたときは、第 3 号様式による入札結果報告・着工届を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により、補助金の交付をすることができる。

- 2 補助事業者等は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9条 規則第11条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金遂行状況報告書（第5号様式）により作成し、当該年度の1月10日までに提出するものとする。

ただし、当該年度の12月における概算払請求書（第4号様式）の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 補助事業者等は、当該事業が完了したときには、速やかに福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業完了報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事が前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助金の遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業実績報告書（第7号様式）により、事業完了の日（事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（当初に減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第 1 1 条 補助金交付決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業が完了した場合は、速やかに福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付請求書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、補助金の全額が概算払いされた場合は、この限りでない。

(財産処分の制限を受ける期間及び内容)

第 1 2 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間並びに同条同項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）による。）ものとする。（ただし、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものに限る。）

(会計帳簿等の整備等)

第 1 3 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、地方公共団体の場合にあつては、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした補助金等調書（第 10 号様式）を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

2 補助事業者等は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第 11 号様式）を前条第 1 項に規定する期間内備えておかなければならない。

(権限の委任)

第 1 4 条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄の農林事務所の長に委任する。

ただし、県全域に及ぶ又は農林事務所の域を越える広域的な団体が事業実施主体である場合を除くものとする。

附則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

ただし、令和 8 年度事業については令和 8 年 4 月 1 日以降に着手した取組を事業対象とすることができるものとする。

なお、補助事業者等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等

は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

- 2 この要綱の施行に伴い、福島県営農再開支援事業補助金交付要綱（平成 25 年 3 月 12 日付け 24 農総第 2514 号農林水産部長通知。）、福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱（平成 28 年 11 月 14 日付け 28 農支第 2382 号農林水産部長通知。）、福島県高付加価値産地展開支援事業福島県交付金交付要綱（平成 3 年 8 月 12 日付け 3 農支第 1797 号農林水産部長通知。）は廃止する。
- 3 この要綱による廃止の前の福島県営農再開支援事業補助金交付要綱、福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱、福島県高付加価値産地展開支援事業福島県交付金交付要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

(別表)

区 分	事業名及び経費	補 助 率		重要な変更	
		国費	県費	経費の配分の変更	事業の内容の変更
福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金					
1 福島県営農再開支援事業	(1) 事業費 国交付等要綱に基づいて行う福島県営農再開支援事業に要する経費、又は当該経費につき市町村が補助するのに要する経費 ア 除染後農地等の保全管理 国交付等要綱別記2の1で定める経費(国交付等要綱別表2の1) (ア) 農地の保全管理 (イ) 土づくり (ウ) 環境整備 イ 鳥獣被害防止緊急対策 国交付等要綱別記2の2で定める経費(国交付等要綱別表2の1) (ア) 被害防止活動の実施 (イ) 鳥獣被害防止施設の整備 ウ 営農再開に向けた作付・飼養実証 国交付等要綱別記2の4で定める経費(国交付等要綱別表2の1) エ 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援 国交付等要綱別記2の5で定める経費(国交付等要綱別表2の1) (ア) 農業機械等のリース (イ) 農地の管理	定額 (35千円/10aを上限)	—	1 補助金額の変更を伴う、経費の増加又は30%を超える減少 2 事業間の経費の流用	1 事業実施主体の変更 2 実施事業の追加又は中止

区 分	事業名及び経費	補 助 率		重要な変更	
		国費	県費	経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>オ 放射性物質の交差汚染防止対策 国交付等要綱別記2の6で定める経費（国交付等要綱別表2の1） （ア）実施体制の整備 （イ）交差汚染防止対策</p>	<p>れか少ない額）を上乗せした額とする）、えごま17千円/10a、たまねぎ28千円/10a、かんしょ21千円/10a）プロッコリー72千円/10a、ねぎ45千円/10a、キャベツ23千円/10a)</p> <p>定額 （ただし、農業者等が籾等の生産物を用いて農機具等を清掃する場合、以下の額を補助する。 米：とも洗いに用いた玄米重量に10千円/玄米30kgを乗じた額 大豆：とも洗いに用いた大豆重量に6千円/大豆30kgを乗じた額 なお、とも洗いに用いる玄米重量は、籾すり機及び選別計量機、又は籾すり機のみを清掃する場合にあっては、1組又は1台当たりの上限を60kg、選別計量機のみを清掃する場合にあっては、農家1戸当たりの上限を30kg（農家1戸当たり4台以上の選別計量機を清掃の場合は別途指示）とする。米又は大豆の大規模乾燥調製貯蔵施設等のとも洗いに用いる重量等はあらかじめ県の確認を受けるものとする。）</p>			
	<p>カ 水稻の作付再開支援 国交付等要綱別記2の7で定める経費（国交付等要綱別表2の1） （ア）通常の営農活動に追加して実施される耕盤再形成や均平化 （イ）獣害により損傷を受けた畦畔の修復</p>	<p>定額 （ただし、（ア）については補助単価の上限を35千円/10aとする。）</p>	—		
	<p>キ 除染後農地の地力回復支援 国交付等要綱別記2の8で定める経費（国交付等要綱別表2の1） （ア）堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復 （イ）緑肥の作付け （ウ）大型機械による深耕</p>	<p>定額 （なお、詳細は国交付等要綱別記2の8の定めるところによる。）</p>	—		
	<p>ク 地域営農再開ビジョン策定支援 国交付等要綱別記2の9で定める経費（国交付等要綱別表2の1） （ア）営農意向等の把握 （イ）営農再開先行事例等の調査 （ウ）集落等の合意形成 （エ）営農再開の準備研修 （オ）営農再開ビジョン検討会の開催 （カ）営農再開ビジョンの周知</p>	<p>定額</p>	—		
	<p>ケ 放射性物質の吸収抑制対策 国交付等要綱別記2の10で定める経費（国交付等要綱別表2の1） （ア）吸収抑制資材の施用 （イ）低吸収品目等への転換 （ウ）改植、選定 （エ）反転耕・深耕</p>	<p>定額 （なお、詳細は国交付等要綱別記2の10の定めるところによる。）</p>	—		

区 分	事業名及び経費	補 助 率		重要な変更	
		国費	県費	経費の配分の変更	事業の内容の変更
	コ 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備 国交付等要綱別記2の11で定める経費（国交付等要綱別表2の1）	定額	—		
	サ 特認事業 (ア) 営農再開に向けた復興組合支援 県実施要領第2の4（1）で定める経費	定額	—		
	(イ) 稲作生産環境再生対策 県実施要領第2の4（2）で定める経費 a 畦畔等の修復	定額 （ただし、農業者ごとに修復する畦畔等に付属する水田面積の合計に200千円/10a（水田面積が10a未満の場合は200千円）を乗じた額の合計額と実際に要した経費（通常の畦畔管理に要する経費相当額10千円/10aを除く）のいずれか低いものとする。）	—		
	b 作付再開水田の雑草等防除	定額	—		
	c 放射性物質の交差汚染防止対策	定額 （ただし、とも洗い経費にあっては、とも洗いに用いた玄米重量に10千円/玄米30kgを乗じた額を補助する。なお、とも洗いに用いる玄米重量は、籾すり機及び選別計量機、又は籾すり機のみを清掃する場合にあっては、1組又は1台当たりの上限を60kg、選別計量機のみを清掃する場合にあっては、農家1戸当たりの上限を30kg（農家1戸当たり4台以上の選別計量機を清掃する場合は別途指示）とする。）	—		
	(ウ) 農業者の安全管理支援 県実施要領第2の4（3）で定める経費	定額	—		
	(エ) 作付再開水田の漏水対策 県実施要領第2の4（4）で定める経費 a 代かき作業 b 漏水対策資材の施用	定額 （35千円/10aを上限）	—		
	(オ) 作付け再開に伴う水稻苗の供給支援 県実施要領第2の4（5）で定める経費	定額	—		
	(カ) 避難指示解除区域における飼料生産供給対策 県実施要領第2の4（6）で定める経費 a 飼料作物の広域流通のための体制整備費 b 供給資料分析等経費	定額	—		
	(キ) 除染後牧草の品質・生産性回復対策 県実施要領第2の4（7）で定める経費	定額	—		

区 分	事業名及び経費	補 助 率		重要な変更	
		国費	県費	経費の配分の変更	事業の内容の変更
	<p>(ク) 集落等单位で農地を作付管理する地域への支援 県実施要領第2の4(9)で定める経費 a 集落ぐるみの営農体制構築支援 b 集落ぐるみの営農実践支援</p> <p>(ケ) 担い手への農地集積に向けた準備への支援 県実施要領第2の4(10)で定める経費</p> <p>(コ) 作付再開農地の均平化支援 県実施要領第2の4(11)で定める経費</p> <p>(サ) 作付再開準備に伴う除草支援 県実施要領第2の4(12)で定める経費</p> <p>(2) 附帯事務費 市町村附帯事務費 事業の円滑な実施を図るため、事業説明会の開催、書類審査、事業実施主体へ訪問指導、現地確認及び補助金支出等に必要な事務費 事務費の使途基準は、国交付等要綱別表3で定める内容のとおりとする。</p>	<p>定額 (ただし、実践モデルほ場の設置に要する経費にあつては、100万円/箇所を上限。また、作付管理費の補助単価は単年度当たり18千円/10aとし、取組を行う農地の面積に補助単価を乗じた額とする。)</p> <p>定額 (20千円/10aを上限とする。)</p> <p>定額 (ただし、補助単価の上限は50千円/10aとし、補助額は、取組を行う農地の面積に補助単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額のいずれか低い方とする。なお、地域条件等やむを得ない事由により、上記の補助単価の上限を超えて助成する必要がある場合にあつては、別に定める手続きによって、内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。)</p> <p>定額 (12千円/10aを上限とする。)</p> <p>事業費の0.5%以内 (ただし、市町村が事業実施主体の部分を除く)</p>	—		
2 原子力被災12市町村農業者支援事業	<p>(1) 事業費 国交付等要綱に基づいて行う原子力12市町村農業者支援事業に要する経費 (国交付等要綱別表2のII) ア 農業用機械等の導入 イ 施設の整備・撤去 ウ 果樹の新植・改植 エ 花き・園芸作物の種苗導入 オ 家畜の導入</p> <p>(2) 附帯事務費 市町村附帯事務費 事業の円滑な実施を図るため、事業説明会の開催、書類審査、事業実施主体へ訪問指導、現地確認及び補助金支出等に必要な事務費 事務費の使途基準は、国交付等要綱別表3で定める内容のとおりとする。</p>	<p>3/4以内 なお、補助金額の上限額は国交付等要綱別記3の6の規定に基づくものとする。</p> <p>事業費の0.5%以内</p>	—	1 補助金額の変更を伴う、経費の増加又は30%を超える減少	1 事業実施主体の変更 2 実施事業の追加又は中止

区 分	事業名及び経費	補 助 率		重要な変更	
		国費	県費	経費の配分の変更	事業の内容の変更
3 福島県高付加価値産地展開支援事業	(1) 事業費 事業実施主体が、国交付等要綱別記1の2(2)の事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に行う福島県高付加価値産地展開支援事業に要する次に掲げる経費(国交付等要綱別表2のⅢ)			1 補助金額の変更を伴う、経費の増加又は30%を超える減少	1 事業実施主体の変更 2 実施事業の追加又は中止
	ア 推進事業				
	(ア) リース方式による農業機械等の導入	4分の3以内	40分の9以内		
	(イ) 省力かつ儲かる生産体系構築に向けたモデル実証	定額	—		
	(ウ) 被災地域における人材確保・育成	定額	—		
(エ) 産地協議会の運営・調査・計画策定	定額	—			
イ 整備事業 農産物処理加工施設の整備	4分の3以内	40分の9以内			
(2) 附帯事務費 市町村附帯事務費 事業の円滑な実施を図るため、事業説明会の開催、書類審査、事業実施主体へ訪問指導、現地確認及び補助金支出等に必要事務費 事務費の使途基準は、国交付等要綱別表3で定める内容のとおりとする。	事業費の0.5%以内	—			